令和4年度熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和4年度熊本市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ180,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為を することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

熊本市長大西一史

			歳	入		
	款			項	金	額
20	繰越金					50, 00
		1	0 繰 越 金			50,00
80	諸収入					130,00
		1	0 貸付金元利収	又入		129, 99
		2	0 雑 入			
	歳	入	合	計		

		쌰		(単位:十円)
	+ /	歳 出	<u> </u>	موسلير
	款	項	金	額
10	母子父子寡婦福祉資金貸付事業			171, 520
	費	10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業		171, 520
		費		
20	公 債 費			8, 480
		10 公 債 費		8, 480
	歳出	<u></u> 合 計		180,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事	項	期	間	限	度	額
母子父子寡婦福祉資金貸付事業		令和5年度~	令和9年度			80,000
(令和4年度分)						